

天理市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和3年12月15日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める条例

天理市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年12月天理市条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市が管理する市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）

第2条 法第10条第1項に規定する条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。